

中小企業事業再編投資損失準備金 Q&A

※経営力向上計画に基づく制度に関するQ&Aとなります。特別事業再編計画に係る手続きについては、後日HPに掲載いたします。

No	小分類	質問	回答
1	概要	制度の概要を教えてください。	経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す計画（経営力向上計画）の認定を受けた中小企業者が、計画に基づくM&A（株式又は持分の取得に限る）を実施した場合に、活用できる制度となります。
2	概要	具体的な措置の内容を教えてください。	認定を受けた計画に基づき、株式又は持分の取得によるM&Aを実施した場合に、株式等の取得価額の70%までの割合の金額を準備金として積み立てると、その金額を損金算入することができます。
3	手続き	税務申告までの手続きの基本的な流れを教えてください。	M&Aの相手方が決まった後（基本合意がなされた後、または独占交渉権が付与された後）、主務大臣に対して経営力向上計画の申請・認定を行った上で、M&Aを行います。その後M&Aの報告を主務大臣に対して行い、確認書の交付を受けて、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを税務申告時に添付することとなります。
4	手続き	経営力向上計画の申請に当たり、記載が必要な箇所を教えてください。	通常の経営力向上計画の記載箇所に加えて、以下2点の記載が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・6 経営力向上の内容：他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組を記載する必要があります。 ・10 事業承継等事前調査に関する事項：M&Aを実施するに先立って行う予定の、事業承継等事前調査（デューデリジェンス等）の内容を記載する必要があります。
5	手続き	経営力向上計画の申請に必要な添付書類を教えてください。	申請書（様式1）に加え、以下書類を添付ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継等事前調査チェックシート ・事業承継等に係る基本合意書等の相手方の合意を示す資料 ・事業承継等に係る誓約書

6	手続き	事業承継等の報告に必要な資料を教えてください。	<p>事業承継等報告書（様式4）に加え、以下書類を添付ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式譲渡契約書の写し ・承継した事業に従事する従業員の配置の状況について記載した書類 ・事業承継等事前調査チェックシート <p>また、事業承継等事前調査について、の実施主体が、有資格者（法務DD：弁護士、財務・税務DD：税理士または公認会計士）でない場合、以下の資料についても添付が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した事業承継等事前調査の報告書 ・事業承継等事前調査報告書と、チェックシートとの対応関係を示す資料（表明保証保険契約（※）を締結している場合） ・支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類 <p>※表明保証保険契約の定義については、No.16を参照ください。</p>
7	準備金対象者・対象行為	M&Aにおける譲受け側の企業について、制限はあるか。	<p>青色申告書を提出する中小企業者で、事業承継等事前調査について記載した、経営力向上計画の認定を受けた者が対象となります。経営力向上計画の認定対象は、経営力向上計画策定の手引きP3をご確認ください。</p> <p>※個人事業主は対象外となります。</p>
8	準備金対象者・対象行為	準備金制度の対象となる中小企業者とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 <p>※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限ります。</p> <p>ただし、大企業の子会社等に該当する法人及び前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。詳細は、支援措置活用の手引きP15をご確認ください。</p>
9	準備金対象者・対象行為	M&Aにおける譲渡し側の企業について、制限はあるか。	<p>中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」（常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人等）に該当する必要があります。</p> <p>また、実質的に他の事業者の事業を承継するものである必要があるため、後述の通り、グループ内及び親族内でのM&Aは対象となりません。</p>

10	準備金対象者・対象行為	全てのM&Aが対象となるのか。	準備金制度においては、他の特定事業者等の株式又は持分の取得のみが対象となり、事業譲渡、合併、株式交換等は対象となりません。（中小企業等経営強化法第2条第10項第8号の行為のみ対象となります。） また、取得価額10億円超のM&Aは対象外となります。
11	準備金対象者・対象行為	株式の100%を取得しない株式取得についても対象となるか。	株式を取得した結果、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の50%以上に相当する数又は額の株式等を有する関係になるような、株式取得が対象となります。 なお、株式を段階的に取得する場合（X年に50%の株式を取得し、Y年に残り50%の株式を取得する場合）は、全株式の50%以上を有することとなる株式取得（X年の株式取得）のみが対象となります。
12	準備金対象者・対象行為	既に取得した株式については、計画の認定を受けられるか。	計画に従って取得した株式について、措置の対象となるため、既に取得した株式については対象となりません。
13	準備金対象者・対象行為	グループ内での再編行為は対象となるか。	他者の経営資源を取得する際のリスクに備えるという制度趣旨であるため、実質的に他社の経営資源を引き継いでいることが要件となります。このため、グループ内での再編行為は対象となりません。 ※グループ内の判定については、譲受側の企業と譲渡側の企業が、直接又は間接に、その議決権の過半数を同一の主体に保有されている場合には、同一グループに属しているものと評価するものとします。「間接に」とは、自己若しくは自己が過半数の議決権を保有する他の企業又はこれらの主体に議決権の過半数を保有される企業の保有分を合計して、という意味とします。
14	準備金対象者・対象行為	親族内での株式等の取得（M&A）は対象となるか。	Q13と同様に、実質的に他社の経営資源を引き継いでいることが要件となるため、親族内での株式譲渡取引も対象となりません。 ※具体的には、申請者・相手方のオーナー経営者について、両者に三親等以内の親族関係か婚姻関係があれば、対象外となります。オーナー経営者とは、個人事業者である場合、当該個人を指し、法人である場合、当該法人の代表者であって、当該法人の議決権の過半数を直接又は間接に支配する者を指します。オーナー経営者が存在しない場合、親族関係があるとはみなされません。
15	準備金対象者・対象行為	外国法人の株式を取得した際も対象になるか。	他の特定事業者等の株式又は持分の取得のみが対象となり、ここでいう特定事業者等には外国法人は含まれません。

16	準備金対象者・対象行為	表明保証保険契約を締結している場合も対象になるか。	<p>表明保証保険契約を締結している場合、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）が5億円超である場合は、対象外となります（※）。</p> <p>また、M&A仲介会社等が保険料を負担し、保険会社と表明保証保険契約を締結した上で、経営力向上計画の申請者が当該表明保証保険の被保険者となっている場合（いわゆる仲介サービス組み込み型の表明保証保険に加入している場合）には、当該申請者は表明保証保険契約を締結している場合には当たりません。</p> <p>※具体的には、株式等の売買契約における売主表明事項（売主から表明された当該売主又は当該株式等を発行した法人の法務に関する事項、財務に関する事項、税務に関する事項、労務に関する事項その他の事項をいう。）につき正確でない、又は真実でない事実があり、当該売主表明事項と異なる事実が生じたことによつてその取得をした法人に損害が生じた場合に保険金を支払う定めのある保険（当該損害により支払われることとされている保険金の限度額が5億円を超えるものに限る。）を指します。</p>
17	事業承継等事前調査の定義	法務に関する事項、税務・財務に関する事項、その他の調査（事業）のすべてを記載が必須か。	法務に関する事項、財務・税務に関する事項については必須記載、その他の調査については任意記載となります。
18	事業承継等事前調査の定義	自社でデューデリジェンスを実施した場合にも、対象となるか。	<p>自社で実施する場合でも、事業承継等事前調査チェックシートの内容を満たすような調査であれば対象となりますが、調査の実施主体が、有資格者（法務DD：弁護士、財務・税務DD：税理士又は公認会計士）でない場合、事業承継等の報告時に、追加的に以下の資料についても添付が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した事業承継等事前調査の報告書 ・事業承継等事前調査報告書と、チェックシートとの対応関係を示す資料
19	準備金の積立	株式等の取得価額の70%を準備金として積み立て、その全額を損金算入する必要があるのか。	取得価額の70%を限度に、任意の金額を積み立てることができます。
20	準備金の積立	株式等の取得価額とは何を指すか。	株式等の購入の代価であり、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額となります。

21	準備金の積立	準備金を積み立て、損金算入できるタイミングはいつか。	株式を取得した日（株式譲渡契約書等に記載されている譲渡の効力発生日）の属する事業年度となります。
22	準備金の取崩要件	どのような場合に準備金を取り崩すのか。	<p>下記の事由が発生した場合、取崩要件に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額） ・取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額又は相当分） ・株式を取得した事業者が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額） ・取得した株式を発行する会社が解散した場合（全額） ・取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分） ・取得した法人が解散した場合（全額） ・取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額） ・支払限度額が5億円超の表明保証保険契約（※）を締結した場合（全額） <p>※表明保証保険契約の定義については、No.16を参照ください。</p> <p>・それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）</p>
23	準備金の取崩要件	準備金積立後5年以内に株式売却をした場合は、準備金全額を取り崩すのか、又はその際に発生した損金の額を取り崩し、仮に準備金全額を取り崩さない場合は、5年超から残額を均等取り崩しになるのか。	<p>準備金に係る株式のすべてを売却した場合はすべて取り崩し、一部の場合は相当部分のみ取り崩すこととなります（例えば100株のうち50株売却したら50/100を取り崩すこととなります）。</p> <p>一部の場合、残部分について、当初積立額の5分の1ずつ取り崩すこととなります。</p> <p>※売却等により発生した益金・損金の額については、取崩額には影響しません。</p>
24	準備金の取崩要件	5年経過後の均等取崩期間中に株式を売却した場合、その時点で全額取り崩すのか、均等に取り崩していくのか。	株式を売却した時点で、全額取り崩しとなります。例えば8年後に売却した際は、その時点での残額全てを取り崩すこととなります。
25	事業承継後の報告	事業承継等及び事業承継等事前調査報告（様式第3または第4）を提出する際に添付する、「承継する事業に従事する従業員の配置を記載した書類」とは具体的にどのような書類を指すか。	事業承継等の実施後の雇用の状況が分かる資料、例えば、人数と氏名が入った組織図や従業員名簿などが該当します。
26	その他	不動産取得税の軽減措置と中小企業事業再編投資損失準備金や中小企業経営強化税制（D類型）を併用することは可能か。	両者の要件をともに満たす場合には、適用対象となり得ます。